

議案第 9 号

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

提案理由

文部科学省が、従来使用していた「不登校特例校」に代えて、新たに「学びの多様化学校」に名称を変更した趣旨を踏まえ、調布市教育委員会においても名称変更の対応をするなど、令和6年度からの事務分掌を整備するため、提案するものです。

# 調布市教育委員会規則第 号

## 調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

調布市教育委員会事務局処務規則（昭和 5 6 年調布市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育部の部指導室の款教育支援系の項第 4 号中「不登校特例校」を「学びの多様化学校」に改め、同部社会教育課の款社会教育系の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 1 2 号中「成人式」を「二十歳のつどい」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項中第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 2 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

調布市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号				○調布市教育委員会事務局処務規則 昭和56年4月22日教育委員会規則第2号			
第1条から第10条まで 略 別表（第2条関係）				第1条から第10条まで 略 別表（第2条関係）			
部	課	係	分掌事務	部	課	係	分掌事務
教育部	教育総務課	略		教育部	教育総務課	略	
	学務課	略			学務課	略	
	指導室	指導係	略		指導室	指導係	略
		教職員係	略			教職員係	略
		教育支援係	1 特別支援教育に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 不登校支援に関すること。 4 <u>学びの多様化学校</u> 及び適応指導教室に関すること。			教育支援係	1 特別支援教育に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 不登校支援に関すること。 4 <u>不登校特例校</u> 及び適応指導教室に関すること。
社会教育課	社会教育係	1 社会教育振興計画に関すること。 2 社会教育施設の施設計画に関すること。 3 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関すること。 4 社会教育委員に関すること。 <u>5</u> 社会教育関係団体の登録及び支援に関すること。	社会教育課	社会教育係	1 社会教育振興計画に関すること。 2 社会教育施設の施設計画に関すること。 3 社会教育に関する教育機関との連絡調整に関すること。 4 社会教育委員に関すること。 <u>5 社会教育指導員に関すること。</u> <u>6</u> 社会教育関係団体の登録及び支援に関すること。		

改正後				改正前			
			<p><u>6</u> 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p><u>7</u> 調布市公立学校PTA連合会との連絡調整に関すること。</p> <p><u>8</u> 家庭教育に関すること。</p> <p><u>9</u> 学習グループに関すること。</p> <p><u>10</u> 学校施設開放に関すること。</p> <p><u>11</u> <u>二十歳のつどい</u>の実施に関すること。</p> <p><u>12</u> 八ヶ岳少年自然の家に関すること。</p> <p><u>13</u> リーダー養成講習会に関すること。</p> <p><u>14</u> 青少年の意見表明事業に関すること。</p> <p><u>15</u> 障害者社会体験活動事業に関すること。</p> <p><u>16</u> こどもの家に関すること。</p> <p><u>17</u> 青少年交流館に関すること。</p> <p><u>18</u> その他社会教育に関すること。</p> <p><u>19</u> 課内の庶務に関すること。</p>				<p><u>7</u> 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。</p> <p><u>8</u> 調布市公立学校PTA連合会との連絡調整に関すること。</p> <p><u>9</u> 家庭教育に関すること。</p> <p><u>10</u> 学習グループに関すること。</p> <p><u>11</u> 学校施設開放に関すること。</p> <p><u>12</u> <u>成人式</u>の実施に関すること。</p> <p><u>13</u> 八ヶ岳少年自然の家に関すること。</p> <p><u>14</u> リーダー養成講習会に関すること。</p> <p><u>15</u> 青少年の意見表明事業に関すること。</p> <p><u>16</u> 障害者社会体験活動事業に関すること。</p> <p><u>17</u> こどもの家に関すること。</p> <p><u>18</u> 青少年交流館に関すること。</p> <p><u>19</u> その他社会教育に関すること。</p> <p><u>20</u> 課内の庶務に関すること。</p>

附 則（令和6年3月22日教委規則第 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。